

第3期 東京都いじめ問題対策連絡協議会（第2回）

1 日時

令和元年 11 月 18 日（月） 午前 10 時から正午まで

2 場所

東京都庁第一本庁舎 25 階 108・109 会議室

3 出席者

森田会長、増田会長職務代理者、森山委員、濱田委員、西尾委員、太田委員、山本委員、坂田委員、小林委員、渡邊委員、伏見委員、大字委員、臼倉委員、味形委員、清水委員、奥村委員（代理：佐瀬）、川崎委員、平尾委員、石川委員、森久保委員、下田委員（21 人）

※ 欠席委員：堀越委員、谷田委員、村木委員、浅見委員、橋本委員、川上委員（6 人）

4 事務局参加者

教育庁	: 宇田 教育監（挨拶後退席）
	小寺 指導部指導企画課長
	渡辺 指導部主任指導主事
都民安全推進本部	: 濱村 若年支援課長
生活文化局	: 野口 私学部私学行政課長

5 会議記録

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

本日の傍聴についてですが、都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けることとしております。現時点で傍聴の申出受け付けはございませんでしたので、御報告をさせていただきます。

それでは森田会長、会議の進行をお願いいたします。

【森田会長】

皆さん、おはようございます。

本日は、皆さんお忙しいところ、わざわざ御出席いただきまして、ありがとうございます。是非とも実りある審議を、よろしく願いしたいと思っております。

本日は、東京都いじめ問題対策協議会の全委員 27 人のうち 21 人の委員の皆さまに御出席いただきまして、東京都いじめ問題対策連絡協議会規則第 6 条で定められている定足数に達しております。

それでは、ただ今から東京都いじめ問題対策連絡協議会の第 2 回会議を開会させていただきます。

まずはじめに、東京都教育委員会を代表して、宇田剛教育監から御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

【宇田教育監】

皆さん、おはようございます。

教育庁教育監の宇田と申します。本日、大変皆さまお忙しい中、この第 2 回連絡協議会に御出席い

ただきまして、ありがとうございます。

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行されてから、6 年余りが経過したわけでございます。この間、東京都におきましては、東京都いじめ防止対策推進条例に基づいて、重層的な責任体制の下で、いじめ問題が解決するような体制の充実を図ってきたところでございます。現在、全ての学校において、学校いじめ防止基本方針が策定されるとともに、学校いじめ対策委員会等の組織が設置されて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などの段階ごとに、具体的な取組が行われているところでございます。

ところで、先日、平成 30 年度の問題行動等調査が発表されました。全国におけるいじめの認知件数は、前年度に比べて約 30% の増加、約 54 万 4,000 件と、過去最高になっております。都内の国公立、私立学校におきましても、その約 1 割に当たる 5 万 3,000 件弱でしょうか、前年度に比べて 1.6 倍の増加となっております。この認知件数が増えたということは、やはり各学校で教職員が軽微ないじめも見逃さないで、確実に認知してきた結果、そういったように捉えているところでございます。今後は、いじめ防止対策等の一層の推進に向けて、子供たちが様々な困難やストレスの対処方法を身に付けるための教育、また子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする取組、そして保護者や関係機関等との信頼関係を通したいじめ問題の解決について取り組んでいくということが考えられます。

今、最後三つ目に申し上げました保護者や関係機関は大人の問題なんですけれども、ちょっと話がずれますけれども、最近報道されました神戸の東須磨小の教員間のいじめ。それからまた、大阪の消防署でもありましたですね。それは、私どもはその細かなところは分かっていませんので、何とも言えないんですけれども、やはりわれわれ大人が襟を正していく必要が絶対あるなと思います。学校の子供たちというのはよく教員を見ていると思います。いじめは駄目なんだよと言いながらも、先生たちだって先生同士、言っているじゃないか。上下関係あるじゃないかというのでは、やっぱりよくないと思います。

私、中学校の教員の出なんですけれども、教員間の関係が殺伐としているときは、やっぱり子供たち、荒れていきますし、いじめもある。けれども、教員間のいい意味で協力体制ができて仲がいいと、ある程度荒れても荒れが必ず収まってきますし、いじめも深刻化しないと。あれは不思議なもんだなと思って、よくその話をさせていただいたんですけれども。いや、そうやって教員間がまとまるのが一番難しいんですよよく言われるんですけれども。やっぱり大人も気を付けなければいけないと思いますし、例えば家庭でも、保護者が、親が親戚の悪口を言ったり、それから近所の悪口を言ったりすれば、子供たちにも影響があるのではないかと思います。

だから、今、最初に申し上げました、子供たちがストレスや困難に立ち向かうような力や、それから自分たち自身で考えるということもありますけれども、本当に大人たちも考えていかなければならない。そのためには、これまで以上に保護者、地域の方々や、それから関係機関、そういった方々と連携して、大人の力を結集していくことが必要であると思います。

そうしたことから、本日は学校関係機関との効果的な連携の在り方等について、特に日常の連携の実効性を高めることに焦点を当てて、委員の皆さまから忌憚ない御意見をいただければと思います。東京都といたしましても、引き続き全ての子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめ問題の解決に向けて全力で取り組んで行く所存でございますので、委員の皆さまのお力添えを賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【森田会長】

ありがとうございます。教育監は公務のため、ここで退席されると伺っております。どうもありがとうございました。

【宇田教育監】

どうぞよろしく願いいたします。

【森田会長】

それでは次に、本連絡協議会の新委員の紹介でございます。資料1ページを御覧ください。人事異動等により新しく委員になられた方につきましては、表の右側に丸の印を付けさせていただきました。時間の都合上、資料1の委員名簿をもって紹介に代えさせていただきますと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、会長職務代理者の指名です。これまで本協議会の会長職務代理者だった宇田剛委員は教育監になりましたことから、後任の増田正弘指導部長が新たに委員になりました。資料2ページにある本協議会規則第5条第3項に基づきまして、増田委員を本連絡協議会の会長職務代理者に指名いたします。

それでは、増田委員は会長職務代理の席に御移動ください。よろしく願いいたします。

それでは次に、事務局から「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査結果の活用について御説明いただきます。よろしく願いいたします。

【事務局（小寺指導部指導企画課長）】

おはようございます。指導部指導企画課長小寺と申します。着座にて説明させていただきます。

私からは、今年度、私ども東京都教育委員会が重点を置いて取り組んでいる施策の一端を御紹介させていただきます。資料で言いますと、おめくりいただきまして、3ページ以降で御説明させていただきますと考えています。

現在、都内全ての公立学校におきまして、いじめ総合対策【第2次】に基づいて、いじめ防止対策が行われているところでございます。子供たちが心豊かに安全で安心な学校生活を送れるようにするためには、学校が常に問題意識をもって、それぞれの学校のいじめ防止対策を点検し、その成果や課題をしっかりと検証した上で、改善を図っていくことが不可欠と考えています。

そこで、私どもは、毎年度6月と11月の年2回、いじめ防止強化月間と定め、通称「ふれあい月間」というような言い方をしておりますが、ここでいじめに関する調査を行っています。この調査ですが、これまでやってきた方法を昨年度、平成30年度に見直しまして、この3ページにあるような、いわゆる取組状況が見える化するシートを開発しています。このシートを活用することによって、それぞれ各学校が自分の学校の対策の成果とか課題が一目で分かる。気付いて、これをPDCAサイクルの中で改善を図っていくという仕組みでございます。御覧になると分かるように、このへこんでいるところが、まだできていないところというふうに、一目瞭然で分かるような仕組みです。

具体的に大きく3点ほどに分けてお伝えさせていただきます。

初めに、シートの特徴についてですが、まず資料の左にずらっと文字で並んでいますのが、18のチェックリスト、これを設定しました。働き方改革という視点もありますので、これまでの調査では100項目以上の質問に対して御回答いただいていたわけですが、これ18に精選しまして、先ほど申し上げた、いじめ総合対策に基づいて、必ず実施してもらおうべき取組を明確にいたしました。

第2が、先ほど申し上げたレーダーチャートでございます。これは、11月の調査の際と6月の調査とを重ねられるようにして、どれだけ課題が改善したのか。半年近くたって、まだ十分でないところ

はどういうところなのかということが分かりまして、それに対して改善策を講じることができるようにしています。

第三は、これらを全て一旦区市町村の教育委員会で集約いたします。それが資料4ページになります。全ての学校の状況を今度は区市町村の教育委員会の方でも、この同じレーダーチャートで確認する形を取っています。学校の実施率をこのレーダーチャートに反映させますので、区市町村の教育委員会としては、全体としてどの辺がまだ十分でないかということが分かるようになっております。これに基づいて、各学校に対して指導・助言を行って、施策の立案とか、あるいは教育課程の編成のときに指導・助言を行うような形で進めてございます。

次が、資料の5ページでございます。こちらは30年度の2月に出していますので、30年度の調査の終了したものをまとめたもの、6月と1月の比較が見える形で示しているものでございます。4月から11月までの8か月間で認知件数を出していきまして、その認知件数、昨年の4月から8月までですが、4万5,307件。前年度と比べて、これも1.8倍に増加しています。これも問題行動調査の傾向と一致しておりまして、先ほど教育監の方からも話をさせていただきましたとおり、細かい点に留意して、小さいいじめも見逃さなくなってきた結果というふうに考えています。

一方、解消率ですが、全体としては71%のいじめが解消されています。解消は当然、全てのいじめについて図っていかなければならないので、最終的には100%を目指すわけですが、こちらについても安易に解消したんだというふうに考えてはいけないということで、これは文科省も、文科省の基本的な方針の中で、解消の定義として、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。その相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするということでございますので、例えば11月30日の時点での結果ですので、9月から11月までのいじめの認知件数については、全て経過観察中になりますので、解消というふうにはカウントしていないわけです。

そうした意味で、解消率も高ければいいんだというだけではなくて、丁寧な見取りで、いわば仲直りしたからもう大丈夫だとか、握手しているからこれで終わりだと、そういったことではないということを示しています。

続きまして、このページの右側、四つ、レーダーチャートがございまして、これは校種別の状況を全ての公立学校のまとめたものでございます。東京都として、改めて全学校の分をこのような形でレーダーチャートに示しています。

まず、全体として見ますと、成果として全ての校種で95%を超えているのは、例えば①のいじめの定義の理解。これがかなり重点を置いて、都教委としても取り組んでまいりました。要は、被害を受けたとされる子供の気持ちに立って、その気持ちがあるままいじめに当てはまるんだということを、この数年間、繰り返し学校の方に周知していったところ、これが大分上がってきているという傾向が見られます。また、⑥いじめ対策委員会。これは各学校に置かれている組織ですが、そこに教員の気付きを全て報告していくといったところ。それから10番、スクールカウンセラーの役割の明確化。この辺は成果というふうに考えています。

一方、実施校の割合が低い、いわば課題と考えられる項目といたしましては、③です。年3回以上、研修を実施しているかという問い。それから⑤番、年間計画を策定し、それらを地域の方や保護者にも周知するというところ。それから⑧番、情報共有シート。いわば教員全員が子供のいじめの状況を確認できるような形を取っているかどうか。それから⑫番、年3回以上のいじめに関する授業の実施。この辺が若干、課題かなというふうに考えています。この年間3回以上、研修であるとか授業とか実施しなければならないわけですが、これが低いというのは、やはり⑤番に尽きるのかなと。いわゆる

年間計画が策定されているのか。年間計画の中に授業や研修が位置付けられると思いますので、⑤番が低いことと関連しているというふうに捉えているところです。

次は、学校がどの項目を自校の課題と学校自体がどう捉えているかということになります。これはちょっと見にくいのですが、レーダーチャートの下に、棒グラフが描かれています。①から⑱の項目ごとに棒グラフが示されていて、全ての校種で10番、自分で課題ですよと上げているのが10番、アンケートの実施ですね。子供を対象にしたアンケートの実施を挙げた学校が多いということ。それから、特に小・中学校では⑥番、組織である学校いじめ対策委員会への報告が課題であると。高等学校、特別支援では①番、全教職員がしっかりといじめの定義を理解しているかということ。それぞれ校種ごとに自校の課題として挙げている項目は異なっているというのも一つの特徴でございます。これらのことを照らし合わせますと、いずれの項目も、その割合が全体として高いものについては課題があるということで、東京都教育委員会としても、今後更に学校に対して指導・助言を行っていく必要があると考えています。

最後になりますが、資料6ページ、御覧いただけますでしょうか。各学校がこの取組状況のシートを活用して振り返っていくわけですが、結果を出すだけではなくて、具体的にPDCAサイクルの中で改善を図っていかねばなりません。そこで、学校がどのような具体的なイメージで取り組むことができるかということはこのシートで示しておりまして、これを学校に送っております。このシートに沿って自校を分析することで、来年度の新たな基本方針が改訂できるような流れを示したものになっている。

結びになりますが、いじめ防止対策における課題は各学校それぞれです。学校一校一校が自校の課題に気付き、特に優先すべき課題は何か。そして、それをどう改善するかをしっかりと考えて実践に移していくことや、実践だけではなくて、この評価、改善の2回の調査の結果を通して、しっかりと学校いじめ防止基本方針を改訂する。また、年間計画をそれに基づき策定する。そういった目に見える形での方針なり計画を作っていくことが必要だというふうに思っています。これらの重要性については、引き続き周知徹底を図りながら、全ての学校において、教職員が自分自身の対応、しっかり対応をしているんだと自信をもてるように、私どもとしては学校を支えていきたいと思っています。

本日は、それぞれのお立場から忌憚きたんのない御意見を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。ただ今のことも含めまして、また後ほどいろいろと御意見をいただければと思っております。

今日はあまり時間がございませんので、これから協議に早速入らせていただきます。

本日は、学校関係機関等との効果的な連携の在り方について、これまでこの会議の一番の大きな趣旨でございましたが、それにつきまして、特に日常の連携に関わる現状、なかなかこれだけの団体でございますので、全員がというわけにはいきませんが、いろいろなコンビネーションを組んでいただきまして、効果的な連携の在り方について、現状、あるいは課題、実効性を高めるための方策等について、皆さま方から御意見をいただきたい。さらに、それによって、この会の趣旨を更に深めていきたいという具合に考えております。

まずは、いろいろと学校のこれまでの活動等の課題、現状というのを御紹介いただいて。これは3分ぐらい。というのは、20団体ございますので、それぞれ十分に時間が取れませんので、それぐらい

を目安にさせていただいて、いや、どうしてもという場合にはもちろん拒否はいたしませんし、大歓迎でございますが、それぞれの立場から考えていただき、更にそこに今のような日常の連携、これをどういう具合に今後図っていくのかということも、何か御提案がございましたら、あるいはアイデアがございましたら、その辺の関連を考えていただきながら、この協議会の本来の意味を果たしていきたいという具合に思っております。

と申しますのは、御存知のように、学校だけでいろんな問題に対処するというのはもう不可能な時代でございます。いろんな意味で、いろんな関係機関、あるいはこういう関係団体が連携してやっていかなければならない。だから、チームとしての学校と言われるのも、単に学校の中で、あるいはスクールカウンセラー、SSWの方々の応援をいただいているだけではなくて、内なる連携も、あるいは外なる連携も、両面を加えながら事案に合わせてうまく連携をしていながら、子供たちの成長、あるいは発達というものを図っていかなければならない、そういう時代に入ってきました。

それぞれの機関、団体におかれましては、いろんな活動をされておられます。それぞれが役割をこれまで果たしてこられておられます。それをお互いに知りながら、なおかつその限界を超えて、更に子供にどれだけ支援、あるいは指導の体制を引けるかというのがこれからの社会の大きな課題になってまいりますので、是非ともそのアイデアがございましたら、^{きたん}忌憚なく、御遠慮なく御提案いただきながら、また事務局と、あるいは皆さん方とそれを御検討いただいて、よりよいこの会議にしていきたいという具合に願っておりますので、是非とも御協力いただきたいというふうに思います。

それでは早速、学校、教育委員会、PTA等からの御報告をいただきたいと思っております。最初は、世田谷区立下北沢小学校長、大字委員から、一つよろしく願いいたします。大字委員は、東京都の公立小学校長会からお出ましいたしております。よろしく願いします。

【大字委員】

それでは、よろしく願いいたします。今、森田先生からお話があったように、本当に学校だけで解決ができるというふうには全く考えていなく、やはり様々な場面で関係機関と連携をしながらというのが今の小学校の基本的な考え方です。1,300校近い学校がありますので、なかなか全体という話にはならないかと思っておりますので、具体例も含めて3点ほどお話をしたいなと思っております。

1番目は、一番連携を日常的に図っているのは、当然のことながら区市町村の教育委員会です。いじめが発生すれば、迅速かつ正確に教育委員会の担当課に報告を入れ、情報共有を図り、必要な支援、又は教育委員会以外の関係機関との連携を進めていただくと、これが一番学校の中では多く見られるところです。

次の少し具体的な話になると、民生児童委員の方や主任児童委員の方とうまく連携を図れている学校は、かなり日常的に子供の様子を多角的につかむことができる、そういう報告も受けています。ある学校では、学期に一度ずつ民生児童委員の方や主任児童委員の方、児童館の館長と学校が一つの場を設けて、子供の情報を共有したり、地域の様子等々をお互いにやりとりをする。このことによって、いじめだけに限らず、しっかりとみんなで子供を見ていこうという意識が高まって、これはいじめの早期発見等にもつながったという、そういうケースも聞いてございます。

また、実際いじめ問題になると、人権擁護委員会の方に御支援いただくことが大変多いです。私、世田谷区で、今、平尾先生もそちらにいらっしゃいますけれども、「せたホッと」からは大変御支援をいただいています。学校としてとても大きいのは、4月にせたホッとの方が校長会に来て、きちんとお話をしてくださるので、校長たちの理解が非常に深まって、相談をしやすくなると。これが日常の連携にもつながる。もう1点は、校長会としても、校長会で、「せたホッと」の方と非常にうまくいっ

た好事例を研究して、それを区の研究発表会、校長会の研究発表会で報告をすることによって、校長の理解が深まる。日常的な連携につながると、こういったプラスの面がございます。

ただ、課題としては、学校で抱えている様々な業務が相当多くなっておりますので、これを整理してやっていくというのは、これはかなり至難の業で、ここは校長の今一番、頭を悩ませているところかなと、そのように思います。

以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。続きまして、葛飾区立常盤中学校長、臼倉委員、よろしくお願いします。

【臼倉委員】

失礼いたします。臼倉でございます。私は、中学校長会を代表して参加させていただいております。

中学校の方の状況について簡単にお知らせをしたいと思っておりますが、中学校全体のいじめに関する認知件数というのは非常に高くなっております。ほぼ全ての学校で、いじめを認知しているという状況があります。その中でも、約10%近くがなかなか解決に至らず、各校苦慮しているという報告をいただいています。また、最近の大きな傾向として、やはりインターネットを通じて行われるいじめというのが非常に対応が難しいというふうに各校認識しております。直近では、毎年、いじめに関する対策、取組等を東京都の中学校長会では612校の校長宛てにアンケート調査をするんですが、その中で平成28年度からの3年間でインターネットに関するいじめというのが10%上昇していると。そして、更に昨年から今年度、つい最近、集計が出たんですが、約5%弱増えているということで、これは中学生にとって大きないじめ防止のキーになるだろうというふうに考えているところでございます。

また、校長として、いじめの防止として何が有効か。また、起きた場合、どういうことが有効かということで、これはほぼ同じような結果が出ていまして、いじめに関するアンケートの実施、又は集会での講話など雰囲気醸成、これが非常に高い数値となっております。また昨今、道徳を通じた授業で、いじめについて子供たちにしっかり考えさせようというのが、道徳の教科化ということに伴いまして、意識が高くなっているという状況があります。

各学校、いじめに関してはそれぞれ校内委員会を設置して、いじめに対する取組というものは定期的に、又は随時行っているという状況があります。また、その中で、やはりスクールカウンセラーをどう活用するか。これが一つ、各学校の大きないじめ防止、いじめ発見についての大きな学校としての活用の課題であり、それをまたそこから入ってくる情報をどう取り入れていくかということは、意識が高くなっているというところがあります。またそれ以外に、警察と連携して、スクールサポーター、各警察署にいますので、スクールサポーターとの連携をしたり、又は先ほど小学校からありましたが、民生児童委員さん等々、連携を取っているということがあります。

その中で、中学校のいじめに対する定義ということで、教員に対して定義がなかなか進まないという話も先ほどありましたが、やはり一部の教員は昔からの定義が残っていて、子供たちの通常的生活の中では常にトラブルがありますので、これはいじめと言えるのだろうかというのがまだ若干あるというのは事実だと思います。

また併せて、保護者や地域も同じような考え方というのは、まだまだあります。例えば、保護者に対応していて、学校がいじめとして認知をして、それを基に保護者とお話するときに、「そのぐらい女の子だったら、中学生だったら幾らでもトラブルあるでしょう。私もそうでしたよ。」というような形で返されてくると、それについては丁寧に御説明を申し上げますが、なかなかその今のいじめにつ

いての定義というのを保護者や地域の方にお伝えするというのは難しいかなというふうに思っています。

そういった面では、先ほどお話ししましたが、校長会としては、雰囲気醸成ということ、そして道徳の授業の強化ということをやはり意識している校長が多いですので、そこに地域の方に入っただいて、体験型の授業をすとか、地域の方からの視点でお話をいただくとか、そういった形の取組をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、東京都立南葛飾高等学校校長、渡邊委員、お願いいたします。公立高等学校長協会から代表で来ていただいています。よろしく申し上げます。

【渡邊委員】

おはようございます。南葛飾高校の渡邊と申します。よろしくようお願いいたします。今お二方の先生方から御報告あったのと高等学校も基本的なことは同じでございますが、公立高等学校長協会の代表として参加させていただいて、改めて思いましたが、先ほど事務局の小寺課長から説明がございましたが、取組状況の見える化ということでチャートを作っていただいたわけですが、小学校がきれいな丸になるのに、だんだんと欠けてきて、高校でかなりいびつな形になってしまっています。この問題における高等学校の課題がはっきりと分かりました。そもそも、教員によるいじめの定義の理解、それから年間計画の作成、それに基づいた研修や授業の実施、情報の共有シートの活用などについて明らかに課題がありますので、校長協会に持ち帰りまして、これらを課題のまま終わらせず、どのように実効的な取組をしていけばいいかという反省を踏まえて考えていきたいと思っております。

中学校長会の先生も葛飾区ということで、地域的な状況はかなり似ているのですが、高校生の特徴や本校特有の状況も含めて、事例を挙げながら簡潔に御説明させていただきたいと思います。

本校で、いじめとして指導を行い、又は対策を行った具体的な事例としては、生徒同士の SNS 上、LINE を使った執拗な攻撃と取られるような書き込み、また、元同じグループの生徒による 3 対 1 の仲間外れや陰での悪口によるいじめがありました。いずれも、校内の生活指導部と学年との合同部会によって、事実の聞き取りや反省の状況を踏まえた特別指導を行いました。また、仲間外れの事例では、被害生徒だけでなく加害生徒にも、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行いました。あともう一つは、本校特有の状況である在京外国人生徒と日本人生徒のけんかの事例です。数人の日本人生徒によるからかいに対し、在京外国人生徒が暴力をふるってしまったということがありました。言葉が十分に通じないことによるからかいなどがあり、被害生徒にも非があるということで厳しく指導をしたわけですが、難しかったのは、在京生徒支援委員会も入って対応しましたがけれども、加害生徒としては、相手が悪いのだから殴って何が悪いというような文化、考え方の違いがありました。これも大変苦慮はしましたがけれども、文化の違いということではなく、暴力はいけないというようなことで指導をしました。

ここまでは、生活指導部やいじめ対策委員会や在京生徒支援委員会など、解決に向けて組織的な取組はできたのですが、最後の 1 件は、男子生徒の親からの訴えで、机に落書きがあったと訴えがありました。すぐにいじめ対策委員会を開き対応策を協議しました。しかし、この件については加害生徒の特定はできませんでした。担任等がホームルームで、こういうことがあったということを被害生徒の親の了解のもとに指導をして、その後は一切そうした行為はなくなったということですが、今後とも様子を注意深く見ているところです。

今後とも、年間3回の計画的な研修等によって、教員のいじめに対する認識を高め、いじめの早期発見などに組織的に取り組んでいかななくてはならないと考えています。高等学校には「道徳」が授業としてないということは言い訳にならないわけです。警察やPTAなどとも連携しながら、単なる対策ではなくて未然の防止に努めていかななくてはならないと考えているところです。

以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、東京都立永福学園統括校長、伏見委員、お願いします。東京都特別支援学校長会からお出ましいただいています。よろしくをお願いします。

【伏見委員】

永福学園の伏見と申します。都立特別支援学校長会の代表で参っております。知的障害の、また身体障害の重い児童・生徒の感じでは、なかなかいじめというようなものは認知はされないんですけども、大きな声を出す児童・生徒がいて、それに過敏に反応する児童・生徒が叩いてしまうというようなことはあって、それを保護者がいじめだと、いじめられたというようなことはありますけれども、それはいじめにはならないようにして工夫するとかという形で解決しています。

一方、知的障害の軽い、あるいは知的障害のない児童・生徒の間では、やはりいじめというものも発生してくるというので、数は少ないんですけども、報告を上げさせていただいております。特に聴覚障害、ろう学校の生徒というのは、コミュニケーションが手話なり、対面で口話で、口で話して理解し合うというのは、なかなか無い。遠隔の場合も、電話ではなくてメールでやり取りをして、そこで誤解が生じて、いじめになっていくということがあって、なかなか発見が難しいというのがあります。

一方、知的障害、本校の場合ですと知的障害の軽い生徒たちが通っている学校なんですけれども、その間でやはりトラブルが起きるのもSNSです。ただ、知的障害の軽い生徒たちは、こんなことを書かれたとすぐに担任に言うてくるというのがあるので、すぐに間に入って聞き取りをして、解決していくというから、深刻な状況まではいかないということがあります。

ただ、いじめがないわけではないので、3年前ですけれども、本校でも教諭が気付かないうちに、長い間、実行性のあるいじめを受けていたという生徒がいるというのもあります。昨年11月に、本校の例ですけれども、校内に目安箱を置きまして、早期発見に努めるということで、何か心配なこと、相談したいことがあったら、いつでもポストに入れなさいということでやっています。それを毎日確認をして、それがそういったケースが上がった場合には、副校長が面談をするということです。実際にはいじめと認知されるようなものはなくて、何とか先生が怖いとか、そういったものが入っているのがほとんどなんですけれども、そういった状況になります。

本校の場合、いじめ対策委員会を人権教育推進会議という名称でやっておりまして、いじめのまず背景にある教員の生徒への対応を今、協議しているところです。呼び捨てで呼んでいたりとか、また逆に障害の重い子供たちに対しては、ちゃん付けで呼んでいたりとか、やはり年齢相応にきちんと、また一人の人間として教員が対応していくことが重要だろうというふうに考えて、今そういった改善に努めているところです。

以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。続きまして、東京都私立初等学校協会からお出ましいただいております明星大学教授の味形委員、よろしくをお願いします。

【味形委員】

今、紹介していただきました私立初等学校協会の理事をやっております味形と申します。よろしくお願いたします。私立学校は、今、公立の学校の先生方からお話を伺いましたのとちょっと事情が違うということで、まずそこら辺の説明も加えながら、お話をさせていただければと思います。

私は、前回、欠席させていただいたんですけれども、今回のいわゆる取組方ということで、効果的ではないのはどういうことなのかと、まずそこから考え出しました。それは、学校独自で抱え込んでしまって、全く連携を取っていかないということで、そういう意味で、恐らく公立校さんからすると、私立はそんなところじゃない？というイメージもおありではないかなと思ひまして、平成30年度の文科省のいじめ問題の取組の中の調査報告を読みましても、例えばスクールカウンセラー、相談員、養護教員の積極的利用による教育相談の充実という項目がありました。私立の小学校は65.4%の実施なんですね。ところが、国公立校は90%前後なんですね。遠く及んでいないんですね。

そしてもう一つ、PTA、地域の団体などとの協議会の実施なんですが、これでは国公立が45~50%の実施率なんですが、私立小はわずか6.5%なんです。お分かりのように、地域との連携というと、私学は通ってくる児童が広範囲に及んでおりますので、地域との連携というのは、例えば文化的な行事で音楽会だとかということは地域との連携がありますけれども、それ以上のことは、公立校が行われていらっしゃるような連携というのは、ほとんど行われていないんですね。

ただ、現在、こんなことを言うてはあれなんですが、私立小学校への志願者は昨年度から減っていないんですね。むしろ増えている。そして今年、1校増えて、今、55校が私立小学校、東京都にあるんですね。いろんな建学の精神、そして教育理念の下に、独自の特長ある教育活動をずっと行ってまいりました。そんな中で、そのうちの45%は宗教を母体としている学校です。もちろん、その宗教を母体とした学校、特長ある学校がたくさんあります。それ以外の学校も、やはり今申し上げたように、いろんな形で特長を生かした学校をずっと続けておりまして、50年、100年近い学校もあります。

そして、それを考えたときに、そんな伝統校へたくさんの保護者の方が私立へということでお子さんを通わせていることの中に、もちろん教員の力というのは大きいと思います。それを支えていく。教育活動を支えていく。それ以上に、保護者の力が大きいかな。

そして、保護者以外にも、卒業生、あるいは卒業生の保護者も含めた同窓会組織ですね。保護者組織と同窓会等の組織、その中で人的支援が豊富なんですね。その人的支援というのは、例えば医師がおられたり弁護士がおられたりという、たくさんのいろんな方がいらっしゃいますので、各校独自で、スクールカウンセラーでは何かカウンセリングをやられたり、カウンセラーを招いたり、あるいは、私は明星なんなんですけれども、大学を持っている私立小学校であれば、大学からそれなりのカウンセラーさんだとか教授が来られて講演をされると。

保護者向けに講演をするということで、いろんな効果が出てきました。例えば、保護者向けに子育ての悩み等を相談する。その大学からの講演だとか、そういうものを通して、保護者同士が意見を交わし合う。つまり、悩み、不安の共有ということを学校ができるのではないかな。今まであまりそんな試みはされてこなかったです。むしろ私学へ志願されてお子さんをよこしていただいている方たちは、次、中学、高校、そして大学、ある意味、進学を考えられている方も結構この東京都の中ではおられるのではないかなと思いますが、ただそれだけではない。

その中で、それを通して、やっぱりいじめはあります。過去幾つか、やっぱりあります。いじめに関しては、いじめがあった。そしてなおかつ、いじめの被害者がやめていったとなると、何かというと、自分の学校の看板が傷付くんですね。傷付くと何が起きるかということ、志願者が減るんです。こ

れは大きなことなんですね。公立校に比べて、私学は3分の1しか1人当たりの支援金がありません。そうなると、1人減るとどうなるかということで、やはりそれは抱え込まざるを得ないというか。

でも、今申し上げたように、保護者同士の連携がうまくいって、そして保護者の中で、「そうじゃないのではない？その考え方はちょっとおかしいのではない？」という声もたくさん聞こえてくるんですね。むしろそれをリードできる学校側の役割として、コーディネーターの役割もそこに発生してくるかなと思うんですが、私が考えているのは、それは教員よりは養護教諭さんだと思うんです。養護教諭さんはどういう立場にいるかということ、普通は、けがだとか病気だとかということに関わっているということで、ある意味、従来は今まで教員よりは一つ下のランクで見られていたのではないかなと思いますけれども、いやいや、そうではない。それは、優秀な養護の教員がいる学校は非常によくまとまっています。いじめに対しても、不登校に対しても、「対策委員会を先生、つくりましょう」と言うのもやっぱり養護教諭で、「どうして？」と言ったら、保護者の声を身近に聞いて言っている。そして、子供の声も直接聞いているんですね。だから、PTAの役員の保護者さんが学校に来られて、PTAの活動とともに、役得として子供の様子をそのとき見られるといったときに、担任よりは養護教諭の人と非常にお話をするんですね。どうですかと。どういうことがそこで起きているかということ、教員よりはよりちょっと離れた場で学校の現場を御覧になっているのは養護教諭さんなんです。その養護教諭さんをいかに活用できるか。これは管理職の腕だと思うんですね。力だと思っています。その辺をうまく利用しながら、これから連携を取っていく。

先ほど申し上げたように、私立学校は外部機関との、例えば児童相談所だとか警察署だとか、あるいはスクールカウンセラーさんやソーシャルワーカーさんとの関係もありますけれども、むしろ自分たちの保護者組織、そしてあるいは同窓会組織を円滑に進めていって、その中で自浄作用というんですか、それをつくり上げていくのが、これから考えられることかな。その一つのキーパーソンは養護教諭ではないかなと私は思っておりますので、この場を借りて、そんな私の考え方、他の学校も恐らくそういう形で、養護教諭ということではないなんですけれども、それなりの方を立てながら、いわゆる対策委員会等を設置しながら、いじめ等に対応しているかなと思っております。

以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。大変貴重な御意見いただきまして、我々も参考になるところが大いにございます。

それでは続きまして、鷗友学園女子中学高等学校理事長、清水委員からお願いしたいと思います。清水委員は、東京私立中学高等学校協会からお出ましいただいております。よろしくお願ひします。

【清水委員】

皆さん、おはようございます。私立の小学校に引き続いて、中・高ということで少しお話をさせていただきますが、基本的には今、小学校の方からお話があったとおりで、ベースは同じでございます。東京都には、御存知だとは思いますが、私立の中学校が、ざっとでございますけれども180校、私立高等学校が240校近くございます。数え方によって多少のずれがあるので、概数で申し上げました。

今のお話で分かるように、私立小学校は各学校の独自性といいたいでしょうか、そういうものが基本のベースにありますので、私学が団体として、例えば警察などと連携していじめ問題に取り組むという、そういうスタンスはございません。各私立学校に任せているのが現状でございます。例えばうちは世田谷区の鷗友学園という女子中高なんですけれども、北沢警察署の管内のスクールサポーターの方と

は非常に懇意にしている、しょっちゅう情報交換をしたり、あるいは幾つか児相の、それぞれ地域に児相がありますので、その方々と状況交換をするとか、そういう外部とのネットワークというのは欠かさないようにしております。それからまた、所管庁からの案内には、特に東京都は生活文化局の私学部から情報が入ってまいりますので、これは協会の理事会等を通じまして各校に配布して、周知徹底を図っていると、そういう形でございます。

御存知のように、2013年からの高大接続問題でのキーワード、これをもう一度振り返ってみますと、それは主体的で多様な人たちと協働して学ぶということでした。多様な人たちと協働して何とかするという、これをやるためには、当然のことですけれども、社会性を身に付けさせる環境、これを具体的に学校として整えていくことが求められて、これ無しに多様な人たちと協働してもらうということではできないわけですね。

例えば、じゃあ具体的にどういうふうなことをしたらいいかという、本校なんかの場合には、中学校1年生から入ってまいります。そうすると、小学校を非難しているわけではございません。クラス的人数が非常に少のうございますし、そういう意味で社会性がそれなりに身に付いているかという視点で見ますと、まだまだでございます。じゃあ、どうするのかという、うちは中学校1年生のときは1週間に二回ずつ席替えをしているんですね。乱数表を使って、全くランダムに席替えをいたします。社会性がかなり早く身に付く学年もあれば、なぜかなかなかできない学年もあって、場合によっては1週間に1回ずつ、高校1年生になっても、まだこの席替えをしなくちゃいけない。そういうふうなこともありますけれども、そういうふうな、いろんな人たちと話がちゃんと自由にできる。そういう環境を具体的ににつくっていく、そういう環境を整える必要があるかなというふうに思っております。

協会として統計を取ったことはございませんけれども、例えばということで席替えの例を申し上げましたけれども、いろんな形で各私立学校は取組をしているということは間違いのないというふうに思っています。こういうことによって、自分と異なる意見をもっている人が、自分のすぐ隣にいるということをもまず自然に認識させることからスタートするんだなというふうに思います。

それからもう一つは、主体的に多様なうんぬんと申し上げましたけれども、主体性につきましても、これももう公立の学校さんに言う必要はないかとは思いますが、定期的にはアサーショントレーニングというのを行います。自分も相手もちゃんと受け止めて、それぞれがそれぞれを尊重する関係を構築できるという、こういうのをある意味、頭脳からも入れさせていかなければいけないというふうに思っています。

こういう取組を通しまして、いじめ問題、ないわけではありません。必ず人間が生きている限りあるだろうと思います。それによって、児童の対応も非常に大切だというふうに認識しておりますけれども、日常の中で生徒の主体性と独自性、これを共に育むという、そういうことが大事だと考えて、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。ただ今お聞きのように、公立学校、私立学校、それぞれのお立場から、いろんな学校での取組、あるいは連携の在り方というものについて御説明いただきました。貴重な御意見いただきましたが、お聞きになって御質問、御意見ございませんでしょうか。

時間もあまりございませんし、ちょっと押しておりますので、それでは続きまして、次の協議に入らせていただきます。

次の取組事例としましては、まず千代田区教育委員会教育長、坂田委員からお願いしたいと思いません。よろしくお願いします。

【坂田委員】

千代田区の坂田と申します。関係機関はじめ、外部人材の関係をなくしては、確かに今、学校で起こっている問題は解決の方向性を見いだせない。これはそのとおりでございます。もちろん制度的、あるいは制度的な側面、あるいはそれぞれの授業において、外部の方々を招へいし、あるいはお手伝いいただきながら、もう事に当たっているのは確かでございます。

例えば、未然防止、早期発見、早期対応、そして重大事案に至るといふ、そういう経過のステージの中で、それぞれのレベルにおいて、関係機関、あるいは外部人材を活用させていただいております。例えば、未然防止であれば、警察の方、あるいは弁護士さん、うちの方では企業が相当ありますので、とりわけ情報関連の企業の方に来ていただいて、学校で授業をしていただくというようなこと、そういった取組をしております。とりわけスマートフォン、SNSでのいじめというのが今日多いですから、その扱い方について等々を講演していただいたりということをやっております。

また、早期発見は、これはスクールカウンセラーさんであったり、あるいは私ども千代田区の場合は、地域の人を学校に入れて、見守りをさせていただくというような観点から、スクールライフサポーターというのを各学校に配置し、地域の方が学校と連携しながら、子供の様子を見るというようなことをしております。

もちろん、子供たちのいじめ相談であったり悩み相談であったりというのは、面接であるとか全員面接であるとか、電話相談、手紙相談、そして東京都さんもやっておられます、活用させていただいていますメール、いわゆるLINE相談であったりということで、いろんなチャンネルを使って、子供たちの悩みを聞く場面といいますか、この手法を取っております。

もちろん制度的には対策協議会がございますので、定期的に弁護士さん、あるいは臨床心理士さん、民生児童委員、児童家庭支援センター、子家センですね、児相さんもそうですし、連携を取っている。これを定期的にやっている話。学校での悩みというのは、学校において解決する方向は見いだせないというのが現状ですので、そういう形で各レベルで関与していただいております。

私が、実はもう毎朝、指導課、私どもの指導部門において、私のところに朝から各学校の様子を聞かせてもらって、ここでは今こういうことが起こっている、こういうことが起こっていると、毎日の作業なものですから、それだけ認知度はものすごく上がっているんだろうなというふうには思っています。いじめの定義そのものも相当広いですから、少々のいさかいから何からが全部入ってきますので、そうやって小さなところからというのは、もちろんあるんだろうというふうに思っておりますが、今の課題として、ここのも多いのは、いじめ問題というのは子供同士の当事者間の問題なんです、基本的にはすぐにその親の問題に転換するということがあります。大人の問題。

これは、だからいじめが深刻かどうかというよりも、よりもというのはおかしいんですが、そのこと自体がだんだん薄れていくようなことになってきて、正直、加害も被害もはっきりしません。どちらか一方がいじめられたと言う。大体、本人、子供自身から言ってくるケースと、親が言ってくるケース、これが多いですね。むしろ親が言ってきて、長引くというケースですね。基本的に親同士のいさかいになってくる。それが今の傾向ですよ。

学校で認める加害、被害というのは、こういう事実の上に、こういうことなんだなという一つの見方がありますけれども、加害と思われる親御さんから、いじめられたということの訴え掛けが比較的多い。これはいじめですから、どっちが先にやった、どっちがどうやったというのは、それは見方に

よっていろいろある。ですので、現象面で、殴られた。いや、その前に向こうがこう言ったんだとか、こうやったんだとかということで、どっちがどっちだというのは、実は難しい。しょっちゅうなんですね。ただ、その子供が今後の生活において苦痛を持ったり、あるいは日常の生活が過ごせないというようなことがないようにということで対応はしてきておりますが、親同士のいさかいになり、それがネットの利用であったりというような問題にも発展してきていると。それで事が大きくなるというようなこともございます。

警察さんとも日常的な関係でというのはしないほうがいいのかなと思うんですが、親の方が訴えていると。要するに、被害を受けたということで、一方の親が警察さん、警察さんも大変だと思うんですね。そういう飛び込みで、傷害であったり被害を受けたということで、親が警察さんに言うてる。そこから学校にも連絡が来て、教育委員会に来るというケースも間々あるので、警察さんとの連携を取りながら物事を進めていくというケースも相当あるなというふうに思っていますし。そういう親同士の対応は、結局いさかいになってくると、その振り上げた拳はどこにということになると、やっぱり学校の対応が悪いということになってくるんですね。先生の対応が悪い。すぐ言われるのは、先生を代えろ、クラスを替えろというような話。そこで、学校もそれなりに双方の親の間に立って、物事を何とかいい方向に、そういうレベルになってきたときに、子供同士の関係はだんだん見えなくなる。よく私も、親御さん同士、それと親と学校との関係が相当悪化したときに、「おい、子供はどうしているんだ？」と言うと、「普通に生活している」と。「その加害、被害と思われる子供たちの距離感は大丈夫なのか」と。「いや、普通に話していますね。毎日見ていますけれども、笑ったりしています」と。ところが、親同士がもう一切許さんという関係がずっと続く。これがよく事をこじらせているなということなんです。

われわれ、今、スクールロイヤー制度を設けまして、それ以前から弁護士さんにはいろいろお願いをしているんですけども、スクールロイヤーとして、うちは学校数は少ないんですが、4名の弁護士さんで常に課題があったときに対応してもらおうと。何が一番問題かということ、学校と保護者が同じ方向を向いて子供に当たれないということなんです。その信頼関係がなくなっている。すぐに親御さんも代理人を立てる。仕方なく学校側もそういう法的な対応ということでの弁護士さんをお願いをする。結果的にいい方向で解決しているのかということ、こじれた関係の中で、やっぱり学校を変えていくとか、今、どうもそういう方向になっているんで、上手に子供同士が仲直りをし、また先に進んでいくという関係になかなかならないような事態が散見されるなというふうに思っています。

今、やっぱり活用として一番必要なのは、スクールロイヤーの弁護士さんです。正直申しましてね。弁護士さんが、要するに先生方の情熱だとか愛情とか信頼をどうするというレベルを飛び越えるケースが相当あるんで、親御さんとの関係において、スクールロイヤーさんが入り、そして物事に当たる、そうしていくというのが今、現実的な対応として重宝しているところかなというふうに思います。いじめとはだんだん離れてきて、親、大人同士の関係になってくるということが間々あるということでございます。

以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、日の出町教育委員会教育長、小林委員からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【小林委員】

小林と申します。よろしくお願ひいたします。当町では、当然、学校数も少ないですが、この10年

で400名以上の児童も増えているということで、非常に今、子供が増えている中でいじめというのも多様化してきているということも事実でございます。定義が変わってから、かなりきめ細かく学校さんには報告を上げてほしいと。恐らく当初は教員の反発もあつたのではなからうかなと思っております。また、教員の一人一人の認識も、最近は大分上がってはきましたけれども、低かったかなと思っております。

そんな中で、町で独自にシステムを立ち上げて、いじめ実態把握および対応システムの活用ということで、毎月、各校が認知した、いじめの実態、いじめ実態把握および対応システムに、まずこれを入力していただくということです。これはかなり細かくなっておりまして、こんな状態になっておるんですけれども。これはシステム上、全部入力をしていただいて、それで入力したものを教育委員会の指導室でこのデータを精査した上で、いじめの状況ですとか対応について、学校とともに協議を行っていくと、対応をしていくということで、指導・助言を行っております。

また、独自に、法令上のいじめの中でも、故意に行った言動が見られる社会通念上のいじめのうち、継続性がある。あるいは、すぐには解決できない。被害児童・生徒が心身の苦痛を強く感じている。加害児童・生徒がいじめの意識が低い。または、故意にいじめをしたという、また故意の意識が強いといった案件は、重大性が高いいじめとして認知するように定めております。学校には、これは解決をしたといっても3か月間、当該児童・生徒の状況を見ていってほしいということで、その都度、報告をしていただいております。なかなかこれだけではいじめの根源を断ち切るということではできませんけれども、再発防止、あるいはいじめ対応ということで、強化を行っております。

先ほど千代田区の教育長さんからもお話ありましたけれども、これは保護者同士のいさかいにまで発展していくと、まずこれはなかなか解決していくのは難しいということになっていきます。とにかく初期対応が大事ということで、学校長には、もう初期対応はとにかく間違えないでほしいと。もうそこで、極論をすれば、方向性が決まってくるということも多々ありますので、その辺のところの取組は慎重にやってほしいというような話をしております。

まず教育委員会に苦情が来るときには、もうかなり重篤化しておりますので、簡単にはいかない。先ほど弁護士の話が出ましたけれども、やはり顧問弁護士にも入っていただいているようなケースも過去にはございましたし、学校さんへのその対応というのは切に願っていきなと思っております。当然、スクールカウンセラーであつたりですとか、あるいは養護教諭であつたりですとか、いろんな対応の仕方はあるんでしょうけれども、小学校の場合は特に担当が異常に気付くというようなことを非常にアンテナを高く張っていてほしいな、なんて思っております。そのためには、児童と先生との関係というのもありますけれども。

昨年、ちょっと話はずれますけれども、東京都の小学校の応募倍率が1.8倍でしたかね。非常にこれは危機的な状況なんだと思います。今、ブラック企業的だという見方もされておりますけれども、そんな中で働き方改革も取り組んでおりますけれども、まずこのいじめについては、働き方改革というよりも、とにかくこれはきめ細かくやっていたかなきゃしょうがないということもございまして、是非いい教員を採用してほしいな、なんて思っております。また、教育委員会でも一生懸命取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。教育委員会としても、いろいろな対策を講じておられます。

ただ今の御説明に関しまして御意見、御質問ございますでしょうか。じゃあ、よろしゅうございま

すか。

それでは、次のグループへ行かせていただきます。

ただ今もお話が出てきておりましたけれども、やはりいじめ問題の解決のためには、先ほど坂田委員の方からも、子供のレベルからその保護者のレベルへ移っちゃって、そこでなかなか難しい状況が生じているという具合におっしゃられました。保護者のお立場から、例えばPTAの組織として、学校や関係機関との日常の連携、それから今まで出ましたところからの課題等も含めて、どのように取っておられるのか。あるいは、どのような課題があるのか。忌憚きたんのない御意見をいただきたいと思えます。

まず、東京都の小学校PTA協議会の会長、代理でございますが、佐瀬様、よろしく申し上げます。

【佐瀬委員代理】

おはようございます。

本日、会長が不在のため、私、常務理事の佐瀬が代理でこちらに参らせていただきました。先ほどから御意見伺ってしまして、保護者の立場ということなのですが、昨今、個人情報保護法等もあり、昔みたいに貧困、いじめ含めて、学校から情報提供とかもなかなか厳しい状況になっておりまして、私どもPTAといたしましても、できる限り学校と連携を取らせていただいて、私、個人的には今、小学校のPTAの副会長もやらせていただいておりますので、正に先生たちのお声がすごい身に染みるんですが、もっとやりたいんですけれども、なかなかそこに踏み込めないという、すごいジレンマに置かれているところでもあります。

東京都小学校PTA協議会といたしましては、日本PTAが発行している冊子とかの活用ですとか、それを私どもが年2回発行している広報紙と一緒に、例えば各小学校に送るですとか、また私どもがやっております、意識調査、実態調査を小学校に対して行っておりますので、そちらをうまく活用させていただいて、都内の全公立小学校にそちらの方はお送りさせていただいておりますので、このいじめの問題等を更に周知し、保護者の意識が少しでも変わるといふか、いい方向にいけばという形での活動となっております。

以上になります。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、東京都特別支援学校PTA連合会会長、川崎委員、申し上げます。

【川崎委員】

皆さま、こんにちは。東京都特別支援学校PTA連合会、今年度会長を務めております都立清瀬特別支援学校PTAの川崎と申します。よろしく願いいたします。私どもの連合会は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱虚弱の5種別、併置校もありまして、今年度は全部で58校で編成しております。世帯数も1万1,100余りございます。その中で、私の子供がいますところは知的障害教育部門でございまして、今、全体の1万1,100のうちの8,000以上、今年度は知的障害の部門の子供が占めております。

また更には、よく皆さま、自閉症とかという言葉は耳にされるとは思うんですが、ただ自閉症とだけの一つのものではもちろんなく、更には近年、障害が多様化しているということで、いろいろと子供の状態も違っております。先ほど伏見先生の方からお話ございましたけれども、私の所属している場所ではない種別ではそういう現状があるという今お話があったので、私は自分のおります知的障害の方の部門のちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

やはりなかなか知的障害というのは理解が難しいというのが本当に一番大きな部分なので、ハンディのある子供たちが相手から受ける行為というのを自身がどのように受け取っているか、親としてもつかめないんですね。嫌なことがあっても、それを言葉にうまく出せないとか、理解ができていないかなというのがあるんですが、伝えられないという、そういう本当にもう根底の一番の部分があります。伝えられないという部分があります。ですので、その部分を親なり先生とか、周りの方がどれだけ早く気づき、それを改善していくかというのはとても大事な部分であります。

私が思うには、私たちはやはり障害というか病気とかも重なっておりますので、どうしても家庭と学校のほかに、病院、そして近年、放課後等デイサービスが急増しております。ですので、いろいろと連携を取らなくてはいけないという箇所が増えているというのが実情です。

家庭と学校というのは日々の連絡帳のほかに、先ほどお話が出ましたように、担任の先生のほかに、養護教員の先生ですとかコーディネーターの先生、特別支援学校はスクールカウンセラーがおられますので、コーディネーターということですね、いらっしゃいます。その中で、子供の小さな変化とか、そういうものを親の目から離れている時間にどういうことが起きているとか、そういうこととかを定期的に面談、担任との面談は学期に1回以上はありますけれども、そのほかにPTAで学校へ行ったときとかに先生とちょっと話をしたりして、いろいろ情報を入れたり頂いたりすることもございます。

そして、病院というのも定期的には通わせていただいでいて、その中で子供がそういう何か言えないけれども嫌なことが起きている。それは体に出てきたり、いらいらしたりとかするので、そういうところのコントロールをしてもらうために、時にはちょっと気持ちを落ち着かせるためのお薬であったり、眠りをよくするためのお薬であったり、それはずっと長期的なものではなく、一時的かもしれませんが、何かもしも子供が嫌なことが起きて、それがいじめじゃなくても、子供にとっては何か嫌なこと、もう全てのことに於いてなんですけれども、そういうふうには病院の先生と御相談させていただいて、連携を取らせていただくという部分もあります。

そして、放課後等デイサービス、こちらは学校から直接そのまま行ってしまいますので、学校での出来事であったり、そういうことは学校の先生の方からこちらの方へ、子供の状態というのは毎回伝言をされているということでした。ただ、人との関わり、活動が広がっていくという部分で、親としても見切れない、広がる部分もありますので、こちらの放課後等デイサービス様とも、私の場合は定期的に面談を行わせていただいで、他のお友達との関わりとか、あと自分の子供がよそのお子さまに何かしていないとか、そういうのも含めて、情報の共有をしております。

基本的に学校にはいろいろな情報をこちらからも出すこともありますし、本当に頂くこともあります。私たちの子供たちと私たちが子供たちを守るためには、親だけでは解決できない部分、本当にたくさんありますので、先ほど言いましたように、学校はもちろんですけれども、いろいろな区市町村の機関ですとか、いろんなところの相談できる場所というものを、窓口が、さっとみんなが気楽に御相談できるような場所とかというものを日頃から活用できたらいいなというのは思っております。

こんな感じで、相談できる場所を作っていただけたらと思います。

【森田会長】

ありがとうございました。ただいまのPTAの2団体からの御発言でございますが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次のグループへ入らせていただきます。

これまでは、学校、教育委員会、保護者など、いじめ防止対策推進法で取組が義務付けられている、こういうお立場の方々からお話をいただきました。ここからは、弁護士会、臨床心理士会、保護司会

連合会、民生児童委員連合会の代表の方々が日頃からいろいろと取り組んでいただき、連携もしていただいております。委員として御参加いただいておりますので、お話をいただきたいというふうに思っております。

まず、第二東京弁護士会弁護士、平尾委員、よろしく申し上げます。

【平尾委員】

弁護士の平尾でございます。弁護士会からは四つ、連携の在り方ということで、お話をさせていただきます。

まず、いじめ予防授業というのを弁護士会が展開しております、これはおそらく第二東京弁護士会から始まったんですが、今ほぼ全国どこでもいじめ予防授業を実施するところまで広がってきております。冒頭、いじめというのはいけないことかという話を子供に聞きますと、それは絶対にいけないんだと。理由を聞くと、自殺をしてみたり、不登校になってしまったりというようなことがあるからだという、ここまでは正解なんです、聞き方を変えて、いじめられる側も悪いのかと聞きますと、8割以上の子が、場合によってはいじめられる側が悪いという答えが返ってきます。

もう一つ質問をしまして、では、悪いに当てはまるような人は、いじめられても仕方がないと思うかと言うと、クラスの3分の1ぐらいはイエスと答えることが多いです。実際に学校で普段から教育を受けているのであろうと思いますが、ちょっと聞き方を変えるだけで、子供たちの本音というのは、まだまだいじめに対して自業自得だと。悪いことをやったんだったら、そいつはいじめられても仕方がないというような考え方を持っていますので、それを授業の中で、弁護士が接してきた事例ですとか、あるいは過去の有名な事案とかを紹介しながら、その考え方を改めていくというのが、そういう授業をやっております。たくさん御要望いただいております、なかなか弁護士も、特に若い弁護士は積極的に参加をしております。

あと、先ほど大人の問題に転嫁しているというようなお話ありましたが、それは私としても非常に同感でございます。ですので、保護者向けの講演というのもやっております。いじめというのは学校を突き上げるのではなくて、学校と保護者は車の両輪のように、いじめ解決に向けて協力し合うような関係であるというような趣旨のことを話しております。

親の教育は、非常にこれはいじめ問題については大切になってくるのではないかなというふうに強く思っております。

親の態度が更にエキセントリックになると、いわゆるモンスターペアレントと呼ばれる保護者になっていくわけですが、それに対してはまたモンスターペアレント対策というような講演を教員向けに行ったりもしております。

あと、弁護士の活用ということであれば、各地域ではスクールロイヤー制度を取り入れている自治体もありますし、個別に弁護士をお使いになるということもあり得るかと思うんですが、非常に使い勝手が悪い。スクールロイヤーというのは、例えばある区市町村のケースですが、現状、教育委員会を通じてでないスクールロイヤーに質問ができないという制度になっています。現場の教員から、あるいは管理職の先生方から直接スクールロイヤーに質問をすることができない。これは非常に使い勝手が悪い。スクールロイヤー以外の弁護士に相談しようということになっても、それは教育委員会の許可が要るというようなことで、なかなかお手伝いを望まれても、お手伝いすることはかなわないというような現状がありますので、そこの弁護士の使いやすさというところでは、改革の必要があるのかなと思います。

以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。ただ今の要請がございましたけれども、皆さん、御異議ございませんか。それじゃあ、ありがとうございました。

続きまして、東京公認心理師協会、名前を少し変えられましたけれども、石川委員、よろしく願いいたします。

【石川委員】

よろしく願いいたします。石川と申します。臨床心理士会だったんですけれども、御存知のように、去年、心理職国家資格初の公認心理師というものが誕生いたしましたので、それに合わせまして、多くの臨床心理士が公認心理師も併用して持っていることとなりますので、私どもの会は去年のうちに公認心理師協会というふうに変更しまして、もちろん臨床心理士がほとんどですけれども、公認心理師をシングルで持っている人にも入っていただいて、一緒に研さんであるとか研修であるをしていこうということで、会の名称を変えさせていただきました。引き続き私の方が副会長をさせていただいております、学校臨床の委員長をしております。よろしく願いいたします。

私自身は、公立学校のスクールカウンセラーを約10年やりまして、それから私立学校の小中高併設のスクールカウンセラーも今ちょうど7年目ということでやっております。よろしく願いをします。

それで、スクールカウンセラーは、本当に連携先ということになるかと思うんですけれども、本当に日頃より各校では大変お世話になっております。単独配置が基本ですので、多少スクールカウンセラーによって経験値が違うとか、少し差があるなんていう御指摘もいただくんですね。ですので、そういったことがないように、私どもも研究会をつくって約20年活動しているんですが、例えば全員面接にしても、それをやったことの内容を先生方にフィードバックするにしても、そういったことに実効性があるようにということで、いろいろ日頃から研修などはしているところでございます。

3点ほどお話させていただきます。それで、東京都のスクールカウンセラーは、平成25年度から小中高全校配置となって、そういったことも受けまして、26年、この法律ができてからは全員面接、小学校5年と中学1年と高校1年ということで、少しいじめなどが発現しやすい学年に、まずは年度の早い時期に全員面接をやって、そこでいろいろなことを気付いたり、あるいは気付きということもありますけれども、相談ということに対するハードルを下げるんだと、そういったような目的があって、スクールカウンセラーはこんな人なんだとか、こんなことを話していいんだとか、こういうことを頼めば、学校の先生に伝えてくれるんだとか、そういったいろいろ幅広い活用ということを目指して、こういったことをやって6年目を迎えて、だいぶ全員面接自体は定着してきたかなと思うんですけれども、まだまだ不十分なところがあるかと思っておりますので、例えばそこで知り得た内容をどういうふうな形で校内で連携したり、例えば支援シートみたいなものに落とししていくのかとか、そういうところで、もしお気付きのことなどありましたら、いろいろ御指導などいただきながら、これを毎年やっていきますと、ほとんど全員の子供と会えるということにもなるわけですので、是非私どもも努力していきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

全員面接をするときには、事前に全員面接のためのアンケートというのを取らせていただいているわけですが、こういったものも、できれば私どもが教室に入ってやらせていただくと大変ありがたいわけですが、もちろん担任の先生方をお願いをするということもありますので、その辺の打合せのところから非常に連携をしていくと、その後のいろいろな情報提供も密になるかなというふうに思っているところです。

2点目は、やはり大人の問題にすぐアップしてまいるということで、私自身も少しそういう経験を

したことがあります。そしてまた、親御さんの方で、もともとはもちろん子供同士のいざこざというか、加害、被害ということなんでしょうけれども、双方が代理人を立てて学校に見えるということで、代理人の先生方もやっぱりその親御さんのおっしゃりたいことを非常におっしゃるわけですが、学校がそれを調整側に立たなければいけないということで、非常に管理職の先生を含め、大変御苦労があったというような事案も経験しております。

そういった事案を振り返りますと、私自身はそこで、いわゆる非常に主張されていた親御さんの話を聞くとか、それからその生徒さんたちにメンターを付けるとか、そんなようなお役割を果たさせていただいた事案が数件あるわけですが、やっぱり初期対応なんだなというふうに思います。最終的には、もちろん子供を真ん中に置いて、子供の利益なんですけど、自ら子供のことがかわいいと言いながら親同士の主張。でも、親同士が直接対決というより、やっぱりそこに学校が入って、学校の先生方を責めていくと、そういうような図式になりますよね。そのところで、この親御さんが最初に本当に何を言いたかったのか。何を要求したかったのか。何を学校に対応として求めていたのかというのが、もうなさっているんですけども、そのところが十分に聞き取れると、学校としてできること、できないことあるわけですが、やっぱりそのところでちょっと掛け違っていくと、非常に長引いていく事案があるなというふうに思いますので、私どもカウンセラーも少し第三者的な立場ということで、少しそのところに腰を据えてお話を聞かせていただくと。そして、こういうことを要求しているけれども、いや、それはなかなか学校として難しいことだけれども、先生方に伝えますよとか、そういう橋渡しのところを十分に果たしていきたいというふうに思っております。

それからもう1点は、先ほどから出ている年間の授業であるとか、心の教育といいますか、そういったものですが、やはり年3回、例えば協力させていただくにしても、かなり計画的にやらないと、実際には年3回やるのは難しいことだと思うんですね。アサーションもいいし、アンガーマネジメントもいいし、それぞれ雰囲気を作ったり、子供の心の醸成に役立つと思うんですけども、やはり学校の状況によって、前の年度のうちに計画を立てて、いつ頃やる、どういう形でやるというのを立てておかないと、実際にはやっぱり忙しい学校のことで、教育課程がありますので難しいことだなと思いますので、できましたら少し早めの時期に話し合いをして、そしてこの学校にはどういう形で、いつ頃どういう心の教育とか、いじめの対応のためのいろんな授業が必要かということをお話し合いながら進められるといいなというふうに思っております。どうぞ引き続きよろしくお願ひします。ありがとうございました。

【森田会長】

ありがとうございました。続きまして、東京都保護司会連合会会長、森久保委員、よろしくお願ひします。

【森久保委員】

大変皆さま方のいろんな情報をお聞きいたしまして、いじめの現状の厳しさを今回、私、初めてこの協議会に参加させていただいたわけでありまして、恐らく私どもで学校との連携関係が非常に緊密になってきたのはここ20年ぐらい前でありまして、保護司という一つの性格上、なかなか保護観察を受け持っている保護司さんに学校に出入りをしてもらったのでは、私どもの学校の名折れに係るという一つの大きな多分あったと思います。これは、私立も公立も同じなのかなというふうに思います。

そういう中で、最近是非常に学校側、あるいは私どもも、なぜ学校の中に私ども保護司が連携活動の中に入っていかなきゃいけないのか。あるいは、また行かなきゃいけないのかという一つの勉強を

ここ数年、重ねさせていただきました。しかしながら、やっぱり子どもも普通、個人の資格でこういう一つの市町村との中にいじめ問題対策に対する関わりを持っている保護司さんもたくさんおられますけれども、全員が全員そういうわけではございません。

そういった中で、学校との連携関係が非常に緊密化した中で、こういった一つの子供たちとの触れ合いの場が多くなった。あるいは学校の先生、あるいは保護司同士とのPTAの関係の緊密化ができましたことは、非常に私は嬉しく思っておりますし、必要性も、これからも先生方、あるいはお父さん、お母さん方に説いていかなきゃいけないのかなというふうに思っておりますけれども、なかなか現状は、子どもの保護司というものの動きを理解まだされていない時代がまだまだ続くのではないのかなというふうに思いますけれども、それでも最近、非行、あるいは犯罪者の低年齢化、あるいは反対に入っている差が大きくなったりしておりますけれども、低年齢化で子ども、保護観察を受けなきゃならない子供たちも、もう小学校の時代にも入ってきているような時代でございます。

そういうふうになりますと、この処遇をどういうふうにしたらいいかというと、やっぱり先生と親と子どもが一緒になって考えていかないと、なかなか更生の方向に進んでいかないとところが大事なのかなというふうに思っております。こういう意味で、これからも皆さまからの貴重な意見、それから現状をお聞きしながら、学校との連携をまた密にさせていただきたいなと思っております。ありがとうございました。

【森田会長】

ありがとうございました。続きまして、東京都民生児童委員連合会常務委員の下田委員、よろしくお願ひします。

【下田委員】

東京都民生児童委員連合会の下田と申します。私は、文京区の民生児童委員協議会の会長でございます。

民生児童委員は、学校でのいじめ問題に直接関わるということはほとんどありません。直接はないんですけれども、不登校の事例に関わることが大変多いものですから、その中にはいじめが原因になっていることが多いようで、間接的に関わっていることになっていると思います。

また最近、8050という問題を皆さま、お聞きになったことがあると思いますけれども、大人の引きこもりも、小さいときのいじめとか不登校をきっかけにして起きていることも多いと聞いておりますので、やはりこのいじめ問題は本当に大切に関わっていかねばいけないというふうに改めて考えるところです。

学校との連携という点では、都内のほとんどの小学校、中学校に、主任児童委員を中心にした民生児童委員が学校訪問とか学校との情報交換会ということでお伺いしていると思います。先ほど小学校、中学の校長先生方からも名前を出していただきましたから、皆さん親しく関わらせていただいていると思っております。顔の見える関係を築く、とても大切な機会というふうに民生委員たちも考えておまして、子ども文京区でも、年度初めに必ず学校担当と決められた者と主任児童委員とで御挨拶ということを兼ね、情報交換に伺っております。

校長先生の中には、大変民生委員に対しての御理解があるところでは、その場所で固有名詞まで挙げながらの事例が出てきまして、初期対応というものにつながっていくように思っております。ただ、多いのは児童虐待と、それから不登校なんです。いじめというのは学校の中で解決できるというふうに思っていらっしゃることも多いようで、子供たちの問題ですからと言って、あまり出てくることはないと思います。

学校で情報を出していただければ、どのテーマであれ、根幹には子供自身の問題と、それからそれを取り巻く家族の問題が見えてきますので、地域から支援することができるというふうに私たちは考えております。その子供は、被害を受けている子供だけではなくて、加害の子供たちに対しても、またその取り巻く家族に対しても、家族支援ができるというふうに思いますので、初期対応から見付けるためには、学校との連携は私たち民生委員にはとって大切だというふうに思っております。情報を出していただければ、地域の見守りが必要な子供に、例えば登校するところを見付けて、登校時の見守りなども行っておりますし、下校時にも子供たちがどんな様子で帰るかということが分かりまして、学校とその子供に対しての共有ができるというふうに思っております。

活動としてはそんなふうにはささいなことなんですけれども、子供たちを日頃、地域で見守るということは結構大切なことで、またそれに対する家族の背景も見えてきますから、民生児童委員の役割はそれなりにあるのではないかとこのように考えております。

私の体験したことで、臭いとか汚いとかという言葉で始まるいじめがあったと思いますが、それは子供自身の問題もありますが、親御さんがそういう中で育てねばならない、ネグレクトに近いようなもので、児童相談所とも連携をして、解決に向かったことがあります。そういうときに、いじめてしまう子供たちへの注意が必要ですが、できればその子供たちが臭いと言われたいための育児能力がない親に対する支援も必要だろうと思いますから、事例によっては学校と民生委員だけではなくて、むしろ行政の福祉の面からも、ヘルパーの派遣だとか、それから保健の面での衛生課などの対応とか、そういうものも必要になってきて、本当に先ほどからお話が出ているように、学校だけの対応ではとてもできないことではないかとこのように思っております。

本日、ここに資料を私、1枚出させていただいたんですけれども、プリントが一枚物で表裏のものがあると思います。民生委員がささいなことで関わっていったといういじめに関することですが、民生委員が関わるのは臭いとか汚いとか、そんなところから入っていく事例が多いわけですが、その支援について一枚物の資料がありますので、お読みいただいて、民生委員もこれからこのような対応をしていくための事例集を作ってお勉強しておりますので、少しお時間があるときに見てください。

これからも、学校とか、それから行政との間に立つ民生児童委員として、学校の問題、子供たちの問題に関わってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【森田会長】

ありがとうございました。各機関の皆さんが学校のいじめ防止等の対策の推進のためにいろいろとお力を尽くしていただいていることを改めて知ることができました。

あと15分でございますが、本来ここで協議をいただいていることになっておりますが、皆さん方のただ今の機関の取組の御紹介の中にも、いろいろと連携の在り方というものについて触れていただいております。それをもって協議の内容とさせていただきますながら、次のグループがまだもう一つ残っております。これは行政の方々が中心でございますので、最初3分と申し上げましたが、手慣れていらっしゃるようですので2分に制限させていただきますのでよろしゅうございますか。その範囲で収まるならば。とにかくひとつ会議の進行に御尽力いただきたいというふうに思っております。

まず、東京都都民安全推進本部総合推進部長、森山委員、お願いいたします。

【森山委員】

都民安全推進本部の森山です。どうぞよろしく願いいたします。当本部のいじめ関係の事業につ

きまして御説明させていただきます。私どものところでは相談事業と、あとネットの使い方の講習会等を行っていますので、パンフレットを3種類ほどお配りしていただき、それを見ながら御説明させていただきますので、適宜見ていただきたいと思います。

1点目ですけれども、インターネットや、スマートフォンの利用における、トラブルの相談事業を行っています。パンフレットのそれぞれ最後のページのところに、「ネットやスマホのトラブル相談『こたエール』」と書いてあると思いますけれども、これはいじめのほかに、架空請求とか迷惑メール、有害サイトなどの様々なトラブルに関する相談窓口として、平成21年度から運営しております。昨年度は、ネットのいじめに係る相談も含めまして、全体で約1,700件の相談がございました。

相談内容について緊急的な対応が必要な場合には、都の教育委員会等への連絡を速やかに行うなど、関係機関との連携を図って、早期解決に向けた取組を行っています。さらに、昨年度は電話・メール相談に加え、LINEによる相談を試行的に実施しました。その結果、中学生の相談が増加しております。これを踏まえ、今年度はLINE相談を本格実施しております。青少年が気軽に、かつ早めに相談できる環境をつくっております。教育庁のいじめ相談、あと福祉保健局の自殺相談と同一アカウントで実施を開始しております。

御説明の2点目は、ネット上のトラブルや危険性、それらから身を守るための防止策等について学ぶ、ファミリールール講座、これを実施しております。これも大人向けのこのパンフレットの最後のページに、適正利用のためのファミリールール講座のことを御紹介しています。青少年とか保護者の方、それから教職員の方などを対象にして、昨年度は600回程実施しまして、約10万人の方に参加していただいています。講習の中では、学校の生徒同士で自主ルールを作るような講座も行っています。

今後も、地域とか学校と連携した効果的な取組を進めていきたいと思っております。特にネットについては、加害者にもならないように、被害者にもならないようにという観点から、適正な使用方法等を教えていきたいというか、習っていただきたいと思っています。

最後に3点目ですけれども、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を運営しております。これは、若者や御家族の方を対象として、人間関係とか孤独とか不安とか、幅広い分野について若者の様々な悩みをお聞きする相談の窓口です。電話とかメール、あるいは来所による相談を実施しております。こちらの方は、昨年度、30年度相談件数は、総件数8,000件を超えております。相談の内容に応じまして適切な関係機関につなぐことを行っていますので、是非ともこちらの窓口の御紹介の方も皆さままでしていただけたらなというふうに思っています。

当本部としましては、関係機関との皆さまとの連携を一層強化して、いじめ防止を含めた若者の健全育成に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【森田会長】

ありがとうございました。続きまして、東京都生活文化局私学部長の濱田委員、よろしく願いします。

【濱田委員】

私学部長の濱田と申します。都内の私立小中高、それから特別支援学校を合わせますと480校ぐらいございます。28万人ぐらいの子供が通っております。私学の特長等につきましては、先ほど味形先生と伏見先生のお話がございましたが、それぞれの学校の建学の精神に基づいて独自に運営をされているということでございまして、私学部としては様々な支援や助言を行うという形で関与させていただいております。

いじめの問題に関してですが、都内の私立学校では平成 25 年のいじめ防止対策推進法に基づきまして、全ての学校が学校いじめ防止基本方針の策定、それから学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置を済ませているところでございます。また、各学校が主体となって、スクールカウンセラーですとか教育相談担当者の配置、医療機関など学校外の専門機関との連携、チューター制度の導入など、子供が相談できる環境づくりにも積極的に取り組んでおります。こうした取組を支援するため、当局といたしましては、スクールカウンセラーの配置に対する補助を行うとともに、保護者や学校からの相談対応、いじめ相談窓口などの情報提供ですとか、各学校種別の私学団体と連携した研修で、事例の紹介等を行っているところでございます。

先日、文部科学省が実施しました 30 年度の児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果が公表されましたが、都内の国公立の学校におけるいじめの認知件数は、前年度と比較して、小中高において増加しております。また、全国の国公立で、重大事態に至るケースは、昨年よりも 128 件増加して 602 件ということでございました。

都内の私立学校からのいじめや重大事態に関する相談や報告も増えておりまして、現場での対応がなかなか難しいものというも増えているようでございます。こうしたことから、今月 19 日になりますけれども、文部科学省の児童生徒課長をお招きしまして、私立の小学校、中学校、高等学校、それから特別支援学校の校長先生ですとか生活指導の先生を対象に、いじめ問題の対応について御説明いただくとともに、個別の相談にも御対応いただく、こういうふうな取組も進めております。この協議会の議論ですとか御意見も踏まえまして、今後も児童・生徒の支援に向けまして、私立学校への助言等、努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、東京都児童相談センター次長、西尾委員、お願いします。

【西尾委員】

児童相談センターの西尾でございます。日頃からお世話になっております。私もパンフレットを用意いたしました。児童虐待のオレンジ色のパンフレットでございますけれども、このお尻の方の 9 ページ、10 ページに、データを載せてございます。

御案内のとおり、今、児童虐待が本当に急増しております。この説明については時間の関係で割愛をいたしますけれども、今回は連携ということでございますので、8 ページを御覧いただきたいと思っております。8 ページに、要保護児童対策地域協議会の構成例というのがございます。

先ほど来、ネットワークということで触れていただいておりますけれども、児童相談所は、児童虐待につきましましては、この要対協と言っておりますけれども、そこを中心に対応をしているところでございます。いじめ問題は、児童相談所といたしましては、いじめ問題のみで愁訴をいただくということとはほとんどございませんが、昨年もこの会議でお話がありましたけれども、いじめの背後に、いろんな家庭の問題ですとか虐待の問題、先ほど民生児童委員の方にネグレクトのお話ありましたけれども、正にそのとおりだと思います。それから、身体的虐待を受けているお子さんが、学校で暴力という形で他児に加害を与えるという、そういったケースもございます。こうした子供を巡る複合的な課題は、やはり関係機関の皆さんが密に連携して、私ども、あと子供家庭支援センター、福祉的部門を中心に対応していかなければならないと思っております。

この御覧いただいている協議会なんですけれども、御案内のとおり、3 層構造になっておりまして、

代表者会議、これは区市町村単位でこの協議会はほとんど場合は構成されておりますけれども、代表者会議はその名のとおり、代表者の方々に集まってもらう年1回ぐらいの会議ですよ。これはセレモニー的な意味合いが多いですが、これも重要です。実務者会議、それから個別ケース検討会議、この個別ケース検討会議は、Aさん、Bさんの話で具体的に集まっていただく。

私、今回1点だけ言いたいのは、この実務者会議、真ん中の会議なんですけど、連携につきましては、これが非常に重要だと思っております。実務者会議は、ややもすると何か形骸化してしまう。代表者会議とあまり変わらないような内容になってしまうんですが、実はここでキーパーソンの方々が顔の見える関係をつくって、そこで何かあったときにはこのキーパーソン同士でしっかりと連携する。これが地域でできていると、非常に違う。これは、いじめ問題もしかり、そして虐待問題もしかりだと思います。

この要対協は、御案内のとおり、法的ネットワーク、個人情報やり取りもできます。支援を必要とするお子さん、家庭の問題、この枠組みを使って実効性のある連携をしていきたいと思っております。今後とも皆さまと一緒に、いじめ問題も含めた子供たちを巡る様々な課題に、私ども取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、警視庁少年育成課長、太田委員からお願いいたします。

【太田委員】

警視庁少年育成課長の太田でございます。私から、警察と関係機関との日常の連携について、2点御説明をさせていただきます。

1点目は、先程、先生方から御紹介いただきましたスクールサポーター制度についてでございます。スクールサポーター制度とは、警察OBを警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行うものであります。都内97警察署のうち、管内に学校がある95の警察署に現在137名のスクールサポーターを配置しております。いじめを含めた非行防止教室の実施や、サポートチームの構成員として、いじめ事案に対する学校への助言等も行っております。また、昨年は、非行防止教室などの各種教室を、小中高合わせて約3万8,000回、学校の要請を受け実施しております。スクールサポーターの派遣要請につきましては、管轄警察署へ御相談をお願いしたいと思います。

2点目は、少年相談の活用についてでございます。少年相談につきましては、少年本人をはじめ、保護者、学校の先生等から御相談をいただいております。昨年1年間での少年相談受理件数は4,815件で、一昨年に比べると229件増えております。この中で、いじめに関する相談は71件あり、一昨年に比べ6件減っております。学職別では、小学生に関する相談が33件、中学生に関する相談が26件で、全体の約8割を占めております。また、いじめをきっかけに不登校になってしまった少年の保護者からの相談などもございました。

少年相談は、各警察署の他、都内8か所にあります少年センターにおいて、臨床心理士等の資格を有した少年相談専門職員が受け付けております。これ以外にも、ヤング・テレホン・コーナーを設けて24時間体制で少年相談を受けておりますので、これらの相談窓口があることを御承知いただければと思います。

いじめ問題に対応するためには、早期に関係機関等と連携して対応することが、深刻な事態への発展を防止するために重要であることから、引き続きこれらの制度を活用していただくなど、連携を図

ってまいりたいと思っております。

私から以上であります。

【森田会長】

ありがとうございます。続きまして、東京法務局人権擁護部長の山本委員、お願いいたします。

【山本委員】

東京法務局の山本です。よろしく申し上げます。法務局では、全国の市区町村に配属された人権擁護委員とともに、法務省の人権擁護機関という形で人権擁護活動を行っているところでございますけれども、特にいじめの問題については、今、皆さんの席上に、『いじめ』させない 見逃さない」という冊子を配布させていただきましたが、その裏面に、相談電話番号、子供の人権 110 番、これはフリーダイヤルの電話番号でございます。あと、メールによる相談。

さらに、今この SOS ミニレターという、便箋付きの封筒、これを学校に配布いたしまして、このミニレターによる相談にも応じているという状況になっています。特に、最近では子供たちの中で携帯やスマホが普及したということもありまして、家族や先生方にもなかなか見えない、潜在化しているいじめが多く発生しているといったところがございます。そういった大人にもなかなか相談しにくい相談がこのミニレターに書かれて、当局の方に寄せられている状況でございます。年間 2,000～3,000 通、当局の方に寄せられているところでございます。

その寄せられた相談の中で、いじめの関係については特に学校と連携いたしまして、いじめの事案の解消に努めているわけなんですけれども、最近の傾向としましては、いじめ自体の取扱い件数というのは、ここ数年、減少傾向にあります。これは、恐らく学校の方では認知件数の増加、そしてしっかり取り組んでいただいている、その表れかと考えております。ただ一方で、このいじめ事案の内容が非常に複雑、困難化していると。恐らく学校の中で単独で処理するというのは、極めて困難な事案が多くなっているのではないかなと思っております。

我々も、いじめの件数、いじめの事案といったところは多く関わっているんですけれども、最近特に増えているのは、やはり学校と保護者の間の信頼関係といったところの構築が難しい状況になって、なかなかその解決につながらないといった事案が多くなっているかと思えます。そのようなときに、学校と保護者の間で何とか解決しようとしても、なかなか難しい場合がある。そういうときには、是非とも中立公正な第三者機関である法務省の人権擁護機関に御相談いただければと思っております。

また最近では、学校と我々だけの中でも解決なかなかしきれないといった事案もあります。そういった場合は、今現在、取組を進めているのは、その他の関係機関との連携を強めて、その事案に応じた実効的な救済といったところを迅速、的確に行っていくといった取組を進めているところでございます。そういった事案、学校からももちろんですけれども、保護者の方からも多くの感謝をいただいているといったことがございますので、御紹介させていただきたいと思えます。

あともう一つの取組は、いじめの未然防止でございます。これは代表的な取組として、学校等における人権教室を実施しております。ただ一方、東京都内で当機関が行う人権教室の実施校率は、小学校で 5%、中学校ではほとんど入りきれていないということで、活用がされていないといったところがございます。これはもちろん当機関の取組不足といったところもございますけれども、小・中学校においては道徳が教科化されたということもございまして、当方としましては、これは全国的に人権教室の教材の整備といったところを充実強化しているところでございます。特にこの道徳の学習指導要領でも定められています、主として人との関わりに関するものとか、主として社会や集団との関わりに関するもの、こういった内容項目に整合する教材といったところを発達段階、あるいは対象年齢

に応じた教材の整備といったところを今、強化しているところでございます。

そこで、学校の先生が目線ではなく、いろんなジャンルから選任された人権擁護委員、あるいは法務局職員の目線から、違った形で人権教室をするといったところについても非常に意味があるという声をいただいておりますので、そういったところを是非とも活用していただければと思います。

また、人権教室なんですけれども、小・中学校はもちろんなんですけれども、高校、大学、更には企業に向けての人権教室も実施しているところでございます。最近特に多いのは、企業におけるパワハラ事案が、これはすごく増加しています。これは構図を見ると、学校のいじめの構図と企業のパワハラ構図はすごい似通っておって、やっぱり立場の優位である者から低い者に対する加害行為。そして、周りに傍観する者と。これは本当にいじめの構図と同じなんです。

そういうこともございまして、我々はやっぱり若い世代から正しい人権感覚、豊かな人権感覚を身に付ける人権教室の取組を充実強化してまいりたいと考えているところでございます。そうすることによって、どうしても企業のパワハラだとか、大人になってDVが生じたりですとか、そういうふうに進展すると、また子供に対する虐待にこれもつながっていくと。そういう負のスパイラルにどうしてもなっていくしますので、特に若い世代に対する人権教育、人権教室の実施といったところが重要だと考えております。

あと1点、いろいろな権利擁護を図る取組ということで、特別支援学校高等部を卒業される保護者の方に向けて、権利擁護の一環として、成年後見制度の中身についても分かりやすい形、メリットに加えてデメリット、そして利用するとしたら、具体的な利用手続といったところの案内についても分かりやすく説明しているので、そういった面でも御利用していただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。

ここで、東京都の教育庁指導部長、増田会長職務代理から一言、まとめも兼ねまして、私は言いたいことが、随分ございますのですが、ともあれ、それを含めて、よろしくお願ひします。

【増田会長職務代理】

本日は、委員の皆さま方から貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。本日は、学校関係機関等との効果的な連携の在り方について、特に日常の連携の実効性を高めるという視点からお話をいただいたところでございますが、私からは、都教育委員会が大切にしている考え方と、その実現に向けた取組について申し上げまして、本日の会の総括に代えさせていただきます。

まず、子どもが非常に大切にしている考え方でございますが、それは別添資料として配布させていただきました「いじめ総合対策【第2次】」、この9ページのポイント6の方に挙げております、社会全体の力を結集していじめに対峙をするという考え方でございます。

また、来年度から順次実施されます新学習指導要領では、改訂の基本的な考え方として、社会に開かれた教育課程の重要性が示されています。その実現性に向けた方向性の一つとして、家庭や地域、社会の人々との目標やビジョンの共有の重視ということが挙げられております。

このことをいじめ防止対策の視点で捉えますと、7ページにございますように、全ての教職員、保護者、地域等で、いじめ防止対策のあるべき姿、いわば学校いじめ防止基本方針を共通理解し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向け、学校、家庭、地域、関係機関等が、それぞれの役割を果

たし、一体となって子供たちを育むことが求められているということになるかと思えます。これを実現するためには、学校いじめ防止基本方針を具体的な行動計画にすること、学校の全ての教職員が自校の学校いじめ防止基本方針を分かりやすい言葉で保護者や地域等に説明できるようにすること。学校が自校の課題を明らかにし、PDCA サイクルの中で改善を図る仕組みを確立すること、学校いじめ防止基本方針の改訂に当たっては、子供や保護者や地域、関係機関等の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方について工夫をすることなどが重要であると考えております。

そこで、これらのことを実現するために、都教育委員会としましては、これまで全ての公立学校における学校サポートチームの設置、「いじめ総合対策【第2次】」、連携の自立に向けた具体的な取組や方法を明示し、学校の取組を支援するなどの取組を実施してまいりましたが、今後は、冒頭、指導企画課長から説明いたしました、ふれあい月間におけるいじめに関する調査の活用を一層推進し、学校が自校の課題を明らかにし、PDCA サイクルの中で改善を図る仕組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

こうした様々な取組を真の成果につなげるためには、学校はもとより、家庭、地域、関係機関、教育委員会、ここにおられる皆さま方との緊密な連携が欠かせないと考えております。引き続き、東京都教育委員会では各学校の取組を御支援くださいますようお願い申し上げます、私のお話とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【森田会長】

ありがとうございました。ますますこの会の連携が深まっていくように、また今後、引き続きよろしく願いいたします。

本日の会議、これで全て終了させていただきます。いろいろと御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。よろしく申し上げます。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは、会長、また委員の皆さま、貴重な御協議を賜り、誠にありがとうございました。また、時間が超過いたしまして、大変失礼いたしました。

【森田会長】

では、どうもありがとうございました。